

学力に関する証明書・栄養士/管理栄養士課程履修証明書の申請について

【注意事項】

※下記をご一読のうえ、申請される方は必ず事前にご連絡ください。

※発行に1週間程度(休業日除く)かかります。余裕を持ってご連絡ください。

【学力に関する証明書 [旧 単位修得証明書]

◆「学力に関する証明書」は、教育職員免許法に基づいて修得した本学の科目・単位数を証明するもので、各都道府県教育委員会で免許状の授与申請を行う場合等に使用します。

※教員免許状を取得したことを証明するものではありません。免許状の紛失再発行等は、教育委員会へ直接お問い合わせください。

◆免許法・免許種・教科ごとに発行します。

例) 中学校教諭一種免許状(家庭)と高等学校教諭一種免許状(家庭)の学力に関する証明書が必要な場合は、2通分のお申込みが必要です。

◆所属していた学科・研究科で取得できる免許状の種類(教科)以外での証明書は発行できません。

◆発行ご希望の方は、オンラインで証明書申請を行う前に一度ご連絡ください。

その際は、以下について事前にご確認お願いいたします。

【確認事項】

1. 発行を希望する証明書の免許種・適用免許法

例) 免許種：小学校一種、適用免許法：新法

どの法令に基づく証明書が必要なのか不明な場合は、提出先にご確認ください。

2. 取得予定の教職免許、既取得の教職免許状(該当がある方のみ)

3. 管理栄養士・栄養士免許の取得状況について(栄養教諭の学力に関する証明書をご希望の方のみ)

既修得免許がある方は、免許状をご準備ください。オンライン申請時にデータを添付いただきます。

【栄養士課程履修証明書】【管理栄養士課程履修証明書】

◆主に栄養士免許状・管理栄養士免許状の申請時に使用するものです。

※免許状の再交付とは異なります。紛失等による免許状の再発行または書き換え(氏名・本籍地等の変更)については、申請を行った都道府県庁の担当部署・保健所等へ直接お問い合わせください。

【申請時の事前連絡・問い合わせ先】

中村学園大学 教務部：TEL092-851-6742 (受付時間：平日8:30~17:00)